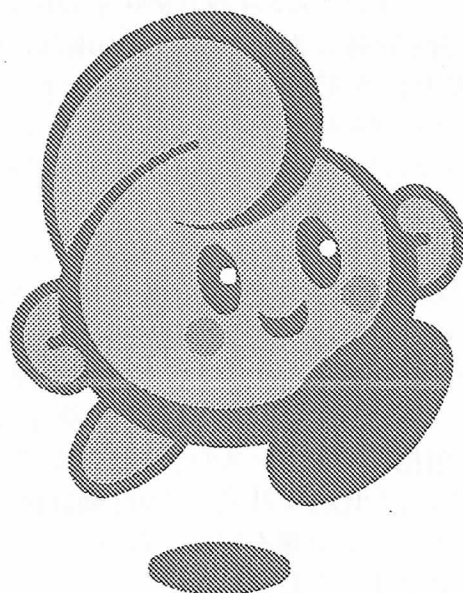


会津坂下町
地球温暖化対策
基本計画書
(ばんげエコタウンプラン)



会津坂下町

平成 24 年 4 月

はじめに

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つです。もはや地球温暖化防止対策は「待ったなし」の課題となっています。

2007(平成19)年に公表された「気候変動に関する政府間パネル」(以下「IPCC」という。)によると、地球の気温はここ100年で0.74℃上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地がないとしています。この原因は人間活動によって発生する温室効果ガスの増加によるものです。排出された温室効果ガスは、長い間大気中に滞留し、気温上昇の原因となります。温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出が増えた背景には、便利さを追求したライフスタイルや社会があります。気温上昇は生態系、食料及び健康等に影響を及ぼし、将来の世代に多大なリスクを与える可能性があることに留意しなければなりません。

また、日本の年平均気温は、長期的な傾向として、100年あたり約1.1℃(統計期間:1898～2008年)の割合で上昇していると気象庁等が報告しています。更に、日本の気温が顕著な高温を記録した年は、おおむね1990年以降に集中しており、その要因は、世界の平均気温の場合と同様に温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に、数年～数十年程度の時間規模の自然変動が重なったものと考えられるとしています。なお、福島地方気象台の気象データをもとに福島市の年平均気温の傾向を調べたところ、福島市における年平均気温は100年あたり約1.5℃(統計期間:1898～2008年)上昇していました。

国では、1997年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約に基づく第3回締約国会議(COP3)において採択された「京都議定書」に基づき、削減目標である1990年度比6%削減に向けて、総力を挙げて対策が進められてきました。更に、京都議定書の第1約束期間以降の新たな枠組みを決める国連気候変動枠組条約に基づく第16回締約国会議(COP16)においては、新たな枠組みの決定には至りませんでした。枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスのとれた「カンクン合意」が採択されました。また、長期的な目標としては、「低炭素社会づくり行動計画(2008年7月)」において、2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60%～80%削減するとしており、低炭素社会を実現し、持続循環型社会を目指していくこととなりました。

本町においては、地球温暖化対策として、2000年4月に「会津坂下町環境保全率先実行計画」を策定し、2003年2月にはISO14001を取得、2006年4月には「会津坂下町地球温暖化対策実行計画書」を作成し、環境に配慮した活動の推進を図ってきました。

今回「会津坂下町地球温暖化対策計画(エコタウンプラン)・同実行計画(エコタウンアクションプラン)」を策定しました。2020年までに温室効果ガスの25%削減を目標に行政、町民、事業者が一体となって、地球温暖化対策に取り組んでゆきます。

平成24年4月

会津坂下町長 竹内 晃 俊

目 次

第1章 基本的事項

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の期間
- 第3節 計画の対象範囲

第2章 目標

- 第1節 地球温暖化対策に対する基本的な考え方
- 第2節 町全体の削減目標

第3章 取組の方針

第4章 各主体の基本的な役割

第5章 計画の進行管理

- 第1節 計画の管理体制
- 第2節 計画の点検・評価・見直し

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）に基づき、会津坂下町内におけるすべての活動について、町民が一丸となって温室効果ガスの抑制を図ることで、地球温暖化対策の推進を図るものとします。

第2節 計画の期間

会津坂下町第5次振興計画と将来像を共有しながら計画を推進するため、平成24年4月1日から平成34年3月末日までの10ヵ年とします。

第3節 計画の対象範囲

本計画において排出量削減の対象となる地域は会津坂下町全域です。また、対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)のみとします。

第2章 目標

第1節 地球温暖化対策に関する基本的な考え方

(1) 基本目標

町民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策の推進

町民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって地球温暖化防止対策（環境保全対策）を経済発展との調和を図りながら推進していきます。またこれらの対策を推進していくことで、豊かな環境を将来の世代にわたって継承していきます。

(2) 基本姿勢

目標達成に向けて、以下の2つの基本姿勢に基づいて、各種の施策を展開します。

基本姿勢①

町民との協働による地球温暖化対策の展開

これまで、会津坂下町では、事務事業における省エネ、省資源を通して地球温暖化防止対策に取り組んできました。しかし、地球温暖化防止対策をより効果の大きいものにしていくためには、町民、事業者等の協力が欠かせません。

また、これらの持続は、一時的な優遇措置では難しいと考えられます。このことから、家庭向けの会津坂下環境ISOなどを効果的に活用しながら、地球温暖化防止対策への取組みを更に活発にすることで、町民一人ひとりが地球温暖化防止を自分の課題としてとらえ、自ら考えて行動する、継続的な地球温暖化防止対策を展開します。

基本姿勢②

町の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策

町内を国道が通り、大規模店舗等も多く存在する一方で、山林、原野、田畑などを有する本町は、地球温暖化対策と言いつても、住む地域により、効果的な対策は異なります。

家庭や事業所から排出する二酸化炭素を減らしながら、山林、原野、田畑による二酸化炭素の吸収を増やしていく必要があります。

第2節 町全体の削減目標

1 町の温室効果ガスの現状

家庭・業務・自動車の部門で、それぞれ増加をしています。

(単位：t-CO₂)

	家庭	業務	自動車 (旅客)	3部門合計
1990	19,864	11,698	14,536	46,098
2007	21,669	16,036	15,477	53,182
増減	1,805	4,338	941	7,084

2 町の温室効果ガスの削減目標

国では、2020年度までに1990年度から比べて25%の温室効果ガスの削減を目標としております。会津坂下町においても同様に、25%の削減を目指していきます。

(単位：t-CO₂)

	家庭	業務	自動車 (旅客)	3部門合計
1990	19,864	11,698	14,536	46,098
目標年 2020	14,900	8,800	11,000	34,700
増減	-4,964	-2,898	-3,536	-11,398

参考

電気使用量 (前期:4~9月、後期10月~3月)

(単位:千kWh)

		電灯	電力	合計
2009	後期	20,699	24,623	45,322
2010	前期	17,550	27,580	45,130
2010	後期	20,948	26,324	47,272
2011	前期	16,425	25,856	42,281

ごみ排出量

(単位:t)

	家庭+事業系	資源	合計
1990	4,471	361	4,832
2000	4,962	650	5,612
2010	4,498	866	5,364

第3章 取組の方針

会津坂下町では、平成23年3月に町民との協働により、会津坂下町のまちづくりの目標と施策体系・事業を示した第5次会津坂下町振興計画が策定されています。この中から、環境施策の実施により以下のようなまちをめざします。

なお、振興計画との事業の関連性を確認する意味から、項番号については、会津坂下町振興計画におけるものを用います。

1 「田舎」らしさを大切にし、自然が輝き笑顔があふれるまち

緑豊かな田園風景、清らかな水辺の環境、昔の田舎らしさを大事にしながら、人・自然が輝き笑顔があふれる町にします。

I 地球環境を意識した循環型社会の形成

①ゴミの減量化とリサイクルの推進

ごみの減量化及びリサイクルについての目標達成に向けた事業を実施し、循環型の住みよい環境づくりを目指します。

②衛生環境美化活動の展開

不法投棄対策、害虫駆除、公害予防などの諸問題を解決し、自然環境の保全をはじめ、坂下町に住む住民一人ひとりが快適に生活できる環境づくりをめざします。

③エコ活動の推進

住民参加による新エネルギー活用やエコ活動によって、環境保全に対する意識の醸成・実践を図り、地球環境に配慮した循環型社会の形成を目指します。

2 地域とまちが一つの絆で結び合う連携のまち

人や地域が連携し、互いに助け合うことができる協働の町づくりを行います。

II 住民と一緒に進めるまちづくり

①協働によるまちづくり推進

住民の権利と責任、行政の役割と責任を明確にしながら、住民と行政の相互信頼と協力するしくみを構築し、住民の声を反映したきめ細やかな行政運営により、住民自治の実現を図ります。

3 人が集まり「活力」ある産業が生まれるまち

人がいるところに仕事生まれ、元気に働く笑顔が町に活力を与えます。
若者だけでなく多くの人が集まり、活力ある産業が生まれる町にします。

I 特色ある農林業の振興

①農村環境・農業基盤の整備

いつ起こるか分からない自然災害に備え、防災体制の確立を図るとともに、道路・河川等の生活基盤においても、「災害に強い道づくり」「氾濫しない河川づくり」などの予防対策を行っていきます。

また、災害が発生した際には、応急工事などの災害復旧を速やかに行います。

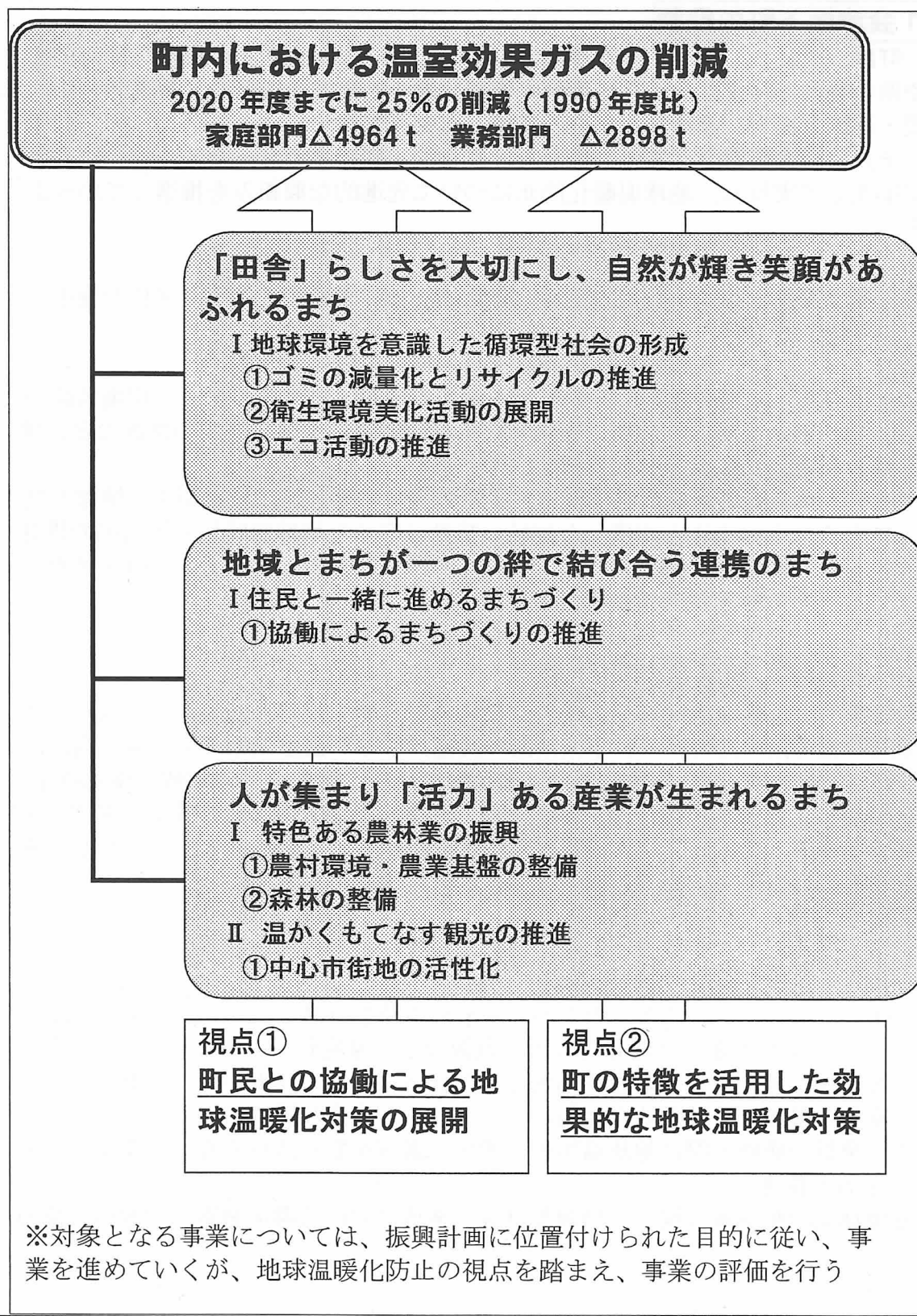
②森林の整備

森林の持つ水源のかん養や山地災害の防止などの多面的機能が高度に発揮されるよう森林を保全します。資源循環型社会の実現をめざし、森林資源の有効な利活用を図ります。森林環境の保全と町民全体で森林を守り育てる意識の醸成を図ります。

II 温かくもてなす観光の推進

④中心市街地の活性化

空き店舗の解消だけでなく、地域経済の活性を図り中心市街地に賑わいを生み出していく為には、居住の集約化を進めることは、必須の条件です。そこで「人」を住まわせる、住んでいただける中心市街地の構築を図ることを目的とします。このため、町の特性を大切にしながら、商工会と連携を図り、中心市街地の活性化に向けた取組を進めていきます。



第4章 各主体の基本的な役割

1 会津坂下町の役割

町は、これまで進めてきた事業に、新たに地球温暖化防止の視点を加え、国や県の動向を踏まえながら、地域の実情にあった事業・施策を、事業者・住民・地域と協力、連携しながら、実施していきます。

また、一事業者としての立場から、省資源・省エネルギーなどの取組について率先して実行し、地球温暖化防止について先進的な取組みを推進していきます。

- ①地球温暖化対策についての地域の自然的、社会的条件に応じた多様な施策の総合的な展開
- ②PDCAサイクルに基づいた本計画の進行管理と継続的な改善
- ③一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境に配慮した取組の率先実行
- ④住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供とこれらの主体と連携した地域の特性に応じた地球温暖化対策活動の推進
- ⑤太陽光・木質バイオマスなど、町内の多様な自然環境を活用した再生可能エネルギーの導入に向けた調査・検討の実施

2 事業者に期待される役割

事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、実効ある地球温暖化対策のためには、事業活動の実態に応じた温室効果ガス削減に向けた取組が特に重要です。事業者は、業種及び規模に関わらず、地域の環境特性を把握し、温室効果ガスの削減に配慮した事業活動を行うとともに、町や町民、地域と協力・連携して地球温暖化対策に取り組むことが望まれます。こうした事業者による取組が、この計画の目標の達成につながります。

- ①事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用や、廃棄物の減量化・適正処理の実施
- ②生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ③使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛と製品の長寿命化の推進
- ④森林、農用地の計画的な利用によるこれらの多様な機能の保全
- ⑤従業員の研修の際に地球温暖化に関する講演を取り入れるなどの環境教育・学習の推進
- ⑥地球温暖化対策に関する情報提供等、地域における環境教育・学習への協力

3 町民に期待される役割

今日の地球温暖化問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活に伴って発生する環境への負荷が大きな原因となっています。このため、町民一人ひとりが環境への負荷を減らし、環境への影響の少ないライフスタイルを実践することが重要であることから、町民及びボランティア団体においては、事業者や行政と協力・連携して積極的に地球温暖化防止のための活動を行うことが期待されます。こうした町民の力の取組が、この計画の基本目標の達成につながります。

- ① 太陽光発電や間伐材等を利用した木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用や住宅の高断熱化、不必要な電灯の消灯などによる省資源・省エネルギーの実践
- ② 公共交通機関の優先利用や低公害車への買い換え、自動車の使用に当たってのエコドライブの実施
- ③ 日常生活や事業活動による環境負荷の認識とライフスタイルの見直し
- ④ 環境に配慮した商品の優先的な購入とともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利用したりするなど、環境負荷を低減するための行動の実践
- ⑤ 分別回収・リサイクルなどによる廃棄物の減量化と適正処理
- ⑥ 地球温暖化に関する講演会などへの積極的な参加や県の環境アドバイザー制度の活用などによる自主的な環境学習活動の推進
- ⑦ 地球温暖化の問題を町民一人ひとりが自分自身の問題とする認識
- ⑧ 地域のリサイクル活動、緑化活動などへの積極的な参加



第5章 計画の進行管理

第1節 計画の管理体制

計画の進行管理や見直しは、町民・事業者・行政の代表により組織により実施します。

また、この計画は様々な行政分野に関わるものであることから、計画の推進にあたっては、会津坂下町役場内に部局横断的な組織を作り、全庁的に地球温暖化防止対策を推進します。

第2節 計画の点検・評価・見直し

本計画を着実に推進し実効あるものとするため、マネジメントシステム(PDCA サイクル)を取り入れた計画の進行管理を進めます。具体的には、次の(1)から(2)のとおり温室効果ガスの削減状況を確認し、必要な対策・施策の見直し又は追加を適宜行います。

また、温室効果ガス削減量を毎年推計し、ホームページ等で公表します。

(1) 点検・評価

温室効果ガスの削減量を毎年度集計し、削減目標の達成状況を確認します。また、計画に基づく各施策の取組状況の評価を行い、施策の見直し等につなげます。

(2) 計画見直し

本計画は、第5次会津坂下町振興計画をはじめとした町の各種計画と将来の展望を共有していくため、2016(平成28)に見直しを行います。

なお、計画の具体的な点検・評価体制や各主体の具体的な役割については、会津坂下町地球温暖化防止実行計画(エコタウンアクションプラン)にて示すものとします。